

# 取引時の確認方法等が一部改正されます。

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づいてお客さまのお取引時確認をさせていただいておりますが、法令の改正により平成28年10月1日から、お取引時確認方法等が一部変更になります。

お手数をおかけすることがあるかもしれませんが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 平成28年10月1日からの主な変更点

1. 顔写真のない本人確認書類のお取り扱い
2. 外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加
3. 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更
4. 法人を代表して取引を行うために来店される方の権限の確認方法
5. 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

## 1. 顔写真のない本人確認書類のお取り扱い

健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類のご提示、または現住居の記載がある公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

顔写真のない 本人確認書類の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民健康保険の被保険者証</li><li>・ 健康保険の被保険者証・船員保険の被保険者証</li><li>・ 後期高齢者医療の被保険者証</li><li>・ 介護保険の被保険者証</li><li>・ 健康保険日雇特例被保険者手帳</li><li>・ 国家公務員共済組合の組合員証</li><li>・ 地方公務員共済組合の組合員証</li><li>・ 私立学校教職員共済制度の加入者証</li><li>・ 国民年金手帳</li><li>・ 児童扶養手当証書</li><li>・ 特別児童扶養手当証書</li><li>・ 母子健康手帳</li></ul> 等
改正前 (平成28年9月30日まで)	原本の提示のみ
改正後 (平成28年10月1日から)	原本の提示 + 他の本人確認書類 または 現住居の記載のある補完書類(*1)

(\*1) 国税・地方税の領収書又は納税証明書、公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金）の領収書等で、領収書日付等が6ヶ月以内のものに限ります。

## 2. 外国政府等において重要な公的地位にある方(\*2)等とのお取引に係る確認の追加

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引時に追加のご対応をお願いさせていただきます。

(\*2) 外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣・衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方などが対象になります。

### 追加のご対応が必要なお取引

- ① 「外国政府等において重要な公的地位にある方」とのお取引
- ② 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族とのお取引
- ③ 実質的支配者の方が「外国政府等において重要な公的地位にある方」またはそのご家族に該当する法人のお客さまとの取引

## 3. 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更

法人のお客さまの実質的支配者に該当する自然人(\*3)を特定し、その方の本人特定事項（氏名・住居・生年月日等）を確認させていただきます。

(\*3) 法人のお客さまの議決権（株式等）のうち、25%超を保有していることなどにより、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人の方をいいます。

《実質的支配者の具体例》

【お客様が資本多数決法人である場合】	【お客様が資本多数決法人でない場合】
議決権の50%超を直接・間接的(*4)に保有する自然人がいますか？ いる → <u>その株主等の個人の方</u>	収益総額の50%超の配当を受ける自然人がいますか？ いる → <u>その個人の方</u>
↓ いない	↓ いない
議決権の25%超を直接・間接的に <sup>*1</sup> 保有する自然人がいますか？ いる → <u>該当する全ての株主等の個人の方</u>	収益総額の25%超の配当を受ける自然人がいますか？ いる → <u>該当する全ての個人の方</u>
↓ いない	↓ または
出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいますか？ いる → <u>その個人の方</u>	25%超配当を受ける者と同等以上の支配力を有する自然人がいますか？ いる → <u>その個人の方</u>
↓ いない	↓ いない
<u>法人を代表しその業務を執行する全ての個人の方</u>	<u>法人を代表しその業務を執行する全ての個人の方</u>

(\*4) 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。

《間接的な議決権保有（25%超）の実質的支配者の例》

50%超の議決権を保有している場合（C氏はB社の51%の議決権保有）、保有先の議決権を保有しているものとみなされる	間接保有の階層に上限はない	直接保有の議決権と間接保有の議決権は合算される	間接保有の議決権も合算される

#### 4. 法人を代表して取引を行うために来店される方の権限の確認方法

法人のお取引のために来店される方の代理権の確認について、社員証等による確認ではなく、書面や電話等の方法により、法人取引の委任を受けていることを確認させていただきます。

改正前	改正後
委任状等を有していること	変更なし
電話等で法人取引の委任を受けていることが確認できること	
法人が発行した社員証等を有していること	<b>社員証等による確認はできません</b>
来店された方が法人の役員として登記されていること	来店された方が <b>法人を代表する権限を有する役員として登記されていること</b> ※「代表権のない取締役」は代理権が認められません

#### 5. 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

以下の公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」が不要になります。

公共料金	小売電気事業者若しくは一般送配電事業者、一般ガス事業者または水道事業者等の電気、ガスまたは水道水の料金のお支払いに係るもの
入学金・授業料等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校（公立）に対する入学金、授業料その他これに類するもののお支払いに係るもの